

平成26年第5回若狭町議会定例会会議録（第1号）

平成26年9月5日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（15名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	5番	今井富雄君
6番	原田進男君	7番	北原武道君
8番	福谷洋君	9番	武田敏孝君
10番	小堀友廣君	11番	清水利一君
12番	藤本勲君	13番	大塚季由君
14番	小堀信昭君	15番	小林和弘君
16番	松本孝雄君		

2. 欠席議員（1名）

4番 坂本豊君

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 鳥居充 書記 藤井和美

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下裕	副町長	中村良隆
教育長	玉井喜廣	会計管理者	片山隆司
総務課長	田中秀明	政策推進課長	中村俊幸
税務住民課長	北野美喜雄	環境安全課長	深水滋
教育委員会 事務局 上中病院 事務長心得	蓮本直樹	福祉課長	小堀勝弘
建設課長	西川英之	健康課長	河原智恵美
産業課長	谷口壽	水道課長	小山田勝昭
観光交流課長	小谷治和	パレオ文化課長	森川克己
	泉原功	歴史文化課長	永江寿夫

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 7号 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

- 日程第 4 報告第 8 号 平成 25 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 5 認定第 1 号 平成 25 年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 2 号 平成 25 年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 48 号 若狭町介護予防サービス事業準備基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 49 号 若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 50 号 若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 10 議案第 51 号 若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 11 議案第 52 号 若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 53 号 若狭町保育の実施に関する条例の廃止について
- 日程第 13 議案第 54 号 集落基盤整備事業実施計画の策定について
- 日程第 14 議案第 55 号 平成 26 年度若狭町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 56 号 平成 26 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 57 号 平成 26 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 58 号 平成 26 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 59 号 平成 26 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 60 号 平成 26 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 61 号 平成 26 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 62 号 平成 26 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算

(第1号)

- 日程第22 議案第63号 平成26年度若狭町営住宅等特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第64号 平成26年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第65号 平成26年度若狭町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第66号 平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第26 議案第67号 若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第27 請願第6号 福井地方裁判所の「再稼働差し止め」判決を尊重し、高浜原発3号機、4号機及び大飯原発3号機、4号機の再稼働中止を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第28 請願第7号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願
- 日程第29 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 日程第30 陳情第3号 手話言語法制定に関する陳情

(午前 9時15分 開会)

○議長（福谷 洋君）

開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました平成26年第5回若狭町議会定例会の開会にあたり、議員各位には、万障お繰り合わせの上、御出席をいただきましたことを心からお礼申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、平成25年度一般会計ほか各会計の決算の認定、平成26年度各会計の補正予算及び条例の制定等が主なものでございます。議員各位には、十分な御審議をお願いするものであります。

さて、先月は、広島市をはじめ各地において集中豪雨による土砂災害が発生し、尊い命をはじめ広範囲にわたる家屋の喪失、土砂流入など、甚大な被害が発生しております。被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

議員各位には、朝夕涼しくなりましたが、再び暑い日が続くことも予想されますので、健康には十分御留意をされ、本定例会の円滑な運営に御協力賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査、平成25年度5月分及び平成26年度5月分、6月分、7月分の結果報告書がお手元に配付のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として、森下町長、中村副町長、玉井教育長、片山会計管理者、田中総務課長ほか各担当課長等の出席を求めました。

また、平成25年度各会計の決算審査意見に関する説明を求めするため、中西監査委員の出席を求めております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

ただいまの出席議員数は15名です。

定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

これより、平成26年第5回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許可します。森下町長。

○町長（森下 裕君）

皆さんおはようございます。

本日ここに、平成26年第5回若狭町議会定例会を招集をさせていただきましたところ、議員の皆様には、極めてお忙しいところを御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

町内では稲の刈り取りも始まり、秋の気配を感じる季節となりました。今年の夏は雨

天の日が続き、夏らしい日が余りなかったように感じます。御存知のように、雨による深刻な被害は、広島県をはじめ北海道や近畿地方など全国に及んでおります。それぞれ被災されました皆様には、心からそれぞれ復興をお願いするものでございます。

本町におきましても、8月10日に通過しました台風11号により、河川等に被害を及ぼしました。9月に入り、本格的な台風シーズンに入りますので、気象情報や従来の危険箇所再確認により気を配ってまいりたいと考えております。

さて、7月20日に舞鶴若狭自動車道（若狭さとうみハイウェイ）が全線開通をいたしまして、嶺南地域の新たな時代が幕開けしたと思っております。

新聞紙上等によりますと、大変好調な利用状況であると報道されております。当初の見込みの交通量を大幅に超えておるといふことでもございまして、それぞれ平日、休日合わせて、平均では1万台を超えた交通量があるということもお聞きをしております。

また、嶺南地域の観光客の皆さん方につきましては、前年対比約20%の増加ということもお聞きをしております、大変嬉しい今回の開通であると思っております。

また、新たな流通の拠点のみならず、嶺北や県外からの交流人口の増大がなされており、この受け皿づくりとしての多様な面での整備が必要と考えております。今後も町挙げて取り組んでまいりますので、皆さんの御協力をよろしくお願いを申し上げます。

また、舞鶴若狭自動車道全線開通は、思いを振り返ってみますと、古く1922年、大正11年になります。旧の国鉄小浜線が敦賀から舞鶴まで全通をいたしまして以来、嶺南に一体化をもたらす大きなインフラ整備となったものでもございます。

そしてまた、この嬉しい中で敦賀気比高校の甲子園での大活躍がございました。嶺南のみならず福井県全体を大きく沸かせ、地域が一つになった気がいたしました。

今後、ますます地域の一体感が増す中で、広い視野に立って、それぞれの諸問題に向かい合いながら、より良い広域的な地域施策を考えていく必要があると思っております。

現在、嶺南地域広域行政推進委員会事務局を若狭町政策推進課に設置をいたしまして、広域的な取り組みを計画・推進しているところであります。

今回の補正予算案に計上させていただいておりますが、嶺南5市町の一般廃棄物処理につきまして、広域的に取り組むべく計画をさせていただいております。

嶺南地域広域行政で取り組むべきことは多々ありますが、まずは生活に密着し、共通の問題事項である廃棄物処理について計画をさせていただきます。

次に、今回の補正予算の提案には、各集落からヒアリングを受けた集落計画の実施予算をお願いをいたしております。「みんなで創るみんなの町」「集落自治の推進」を進める中で、町づくりの基本単位である集落の充実は欠かせない事項の一つであると考え

ております。

また、「定住促進」の観点から進めております住宅地整備につきましては、上瀬住宅団地の整備が終わり、分譲を始めさせていただいております。

続いて、天徳寺地係におきましては、「若狭瓜割エコビレッジ」の基盤整備を進めさせていただきます。

U I ターン、U ターン、I ターンを大きな目標として定住を図り、環境を意識したエコ住宅団地の実現を目指してまいります。

さまざまな事項について、町の活性化のために手がけてまいりたいと思いますので、今まで以上の御指導、御支援、御指示を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会に提案いたします案件は、平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率の報告、平成 25 年度決算に基づく資金不足比率の報告、平成 25 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定、平成 25 年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定、また、各種条例の制定・一部改正・廃止に関すること、集落基盤整備事業実施計画の策定、さらに、平成 26 年度若狭町一般会計、特別会計、企業会計予算の補正、若狭町観光交流センターの指定管理者の指定など、24 件の案件をお願いするものであります。

平成 25 年度決算に基づく財政健全化判断比率につきましては、各指数とも基準を下回っており、厳しい状況ではあるものの財政の健全性が保たれている状況であります。

平成 25 年度の各会計の決算状況につきましては、本定例会に御報告申し上げますので、妥当なる御決議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、基金条例の制定や子ども・子育て関連法による条例の整備等もお願いをしております。

平成 26 年度の補正予算につきましては、一般会計補正予算では、平成 25 年度決算に伴う財政調整基金への積み立て、台風 11 号による災害復旧、各種予防接種事業への追加、農地集積協力金の交付、集落計画実施への工事費、わかさ東商工会の発行する地域振興商品券への補助、除雪対策に係る経費等が主なものとなっております。

特別会計、企業会計の補正予算につきましては、平成 25 年度決算に伴う繰越額の確定、上中病院の工事費の補正等が主なものとなっております。

議員の皆様には、十分に御審議を賜り、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

～日程第 1 会議録署名議員の指名について～

○議長（福谷 洋君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、12番、藤本 勲君、13番、大塚季由君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（福谷 洋君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月5日から9月25日までの21日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの21日間に決定いたしました。

～日程第3 報告第7号から日程第4 報告第8号～

○議長（福谷 洋君）

日程第3、報告第7号「平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」及び日程第4、報告第8号「平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について」の2件を一括報告願います。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま一括上程をされました報告第7号及び報告第8号の報告につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第7号「平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告」につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により報告申し上げます。

次に、報告第8号「平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告」につきましては、同法第22条第1項の規定により、それぞれ御報告申し上げるものであります。

いずれも基準を下回っており、財政の健全性が保たれていることを御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（福谷 洋君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

質疑なしと認め、報告を終わります。

～日程第5 認定第1号及び日程第6、認定第2号～

○議長(福谷 洋君)

日程第5、認定第1号「平成25年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第6、認定第2号「平成25年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

ただいま一括上程されました認定第1号及び認定第2号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号及び認定第2号は、いずれも平成25年度一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計の決算を地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、認定を求めるものであります。

これらの内容につきましては、監査委員さんから決算審査意見書により御報告をいただきますので、詳細につきましては省略をさせていただき、私からは決算の概要につきまして説明を申し上げます。

まず、認定第1号「平成25年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」説明を申し上げます。

平成25年度若狭町一般会計歳入歳出決算であります。詳しい決算額及び執行状況につきましては、お配りをいたしました決算書をご覧くださいと思います。

一般会計における歳出決算総額は123億4,496万4,000円となりました。これらの財源としましては、町税や各種施設の使用料などの自主財源の確保に努めるとともに、国や県の補助率が高く、有利な制度を最大限活用しながら財源の確保に努めた結果、歳入決算総額は129億4,335万7,000円となり、歳入歳出差引5億9,839万3,000円を平成26年度へ繰り越すことができました。

平成25年度の財政状況を分析した指標を見てみますと、財政力の強弱を示す財政力指数は0.356と前年度比0.008ポイントアップしております。財政の硬直度を示す経常収支比率につきましては、90.2%と前年度に比べて0.2ポイント高くなって

おります。景気の上昇傾向が実感できない社会情勢の中、税収等を確保して健全性を維持しているものと考えております。今後も「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、この趣旨を十分認識し、健全財政の堅持に、より一層努めてまいりたいと考えております。

次に、11会計ある特別会計の決算であります。全ての会計で黒字決算となっており、翌年度へ財源を繰り越すことができました。

まず、「若狭町国民健康保険特別会計」「若狭町後期高齢者医療特別会計」「若狭町直営診療所特別会計」「若狭町介護保険特別会計」といった町民の皆さんの健康に関わる4つの特別会計においては、いずれの会計も、保険料、国庫補助金、県補助金等、法律等で定められた財源をもって事業を推進させていただき、健全な運営を図ることができたと思っております。

次に、「若狭町簡易水道事業特別会計」「若狭町農業集落排水処理事業特別会計」「若狭町漁業集落排水処理事業特別会計」「若狭町公共下水道事業特別会計」といった上下水道関係の4つの特別会計におきましては、適切な維持管理に努めた結果、使用料収入や一般会計からの繰り入れをもって、収支黒字とすることができました。

また、「若狭町農業者労働災害共済事業特別会計」においては、共済の加入率では、耕作面積30アール以上につきましては72.2%、30アール未満につきましては81.2%となっており、平成25年度は、農作業中の事故で負傷した9件の事故に対し医療共済金などをお支払いいたしました。

次に、「若狭町営住宅等特別会計」では、集合住宅139戸、町営住宅63戸、公営住宅20戸の管理運営を実施しております。住宅困窮者への居住場所の提供を行い、一人でも多くの皆さんが本町で快適な環境に住んでいただくことに努めた結果、206万円余りを翌年度へ繰り越すことができました。

最後に、「若狭町土地開発事業特別会計」では、気山地係に上瀬住宅団地の造成工事をさせていただきました。

続いて、認定第2号「平成25年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算の認定について」説明を申し上げます。

初めに、平成25年度若狭町水道事業会計決算につきましては、収益的収入が1億4,611万1,000円、収益的支出が1億2,557万9,000円となり、純利益は2,053万2,000円となりました。資本的収支では7,196万3,000円の資金不足を生じ、その不足額につきましては、減債積立金と過年度損益勘定留保資金で補填をいたしております。

次に、平成25年度若狭町工業用水道事業会計決算であります。収益的収入が2,731万8,000円、収益的支出が2,259万2,000円となり、純利益は472万6,000円となりました。資本的収支では、国・県等の補助金を財源に河内川ダムの負担金を支出いたしました。

平成25年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計決算であります。経常収益6億6,911万9,000円、経常費用7億507万8,000円で、当年度では3,596万円の純損失となっております。

上中病院は、地域住民の健康保持のため、第一次包括医療機関として、不採算医療を担いながら、自治体病院として医療の確保と医療水準の向上という目標を果たすべく鋭意努力をいたしているところであります。しかしながら、医療を取り巻く情勢は依然として厳しく、診療報酬や介護報酬の抑制、医師や看護師の確保が困難な中、病院経営は非常に厳しいものとなっております。平成25年度の事業状況は、年間延べ入院患者数が1万8,107人で、昨年より288人減少しております。また、年間延べ外来患者数におきましては3万476人となり、昨年より635人減少し、厳しい結果となりました。

以上、認定第1号及び認定第2号につきまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（福谷 洋君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、上程中の2議案について、監査委員の意見を求めます。若狭町監査委員、中西忠雄君。

○監査委員（中西忠雄君）

議長のお許しをいただきましたので、平成25年度会計決算審査における私の所見を申し上げます。

ただいま上程されました認定第1号及び認定第2号の平成25年度若狭町一般会計及び国民健康保険事業など11の特別会計並びに水道事業会計など3つの企業会計の決算につきまして、議会選出の武田監査委員と6月から7月にかけて慎重に審査をさせていただきます。お手元に配付のとおり、その意見書を町長に提出いたしました。

なお、財政の健全化判断比率の意見につきましては、既に報告されておりますので、省略させていただきます。

決算審査にあたりましては、財政運営の執行が予算に基づき適切に処理され、かつ効率的に運営されているか、これらが住民の福祉に寄与しているか、財務に関する事務は

適正に執行され、財産は適切に維持管理されているか等を主眼に置き、決算関係諸帳簿、その他必要資料の提出を求め、関係者の説明を聴取して慎重に審査を行った次第でございます。

ここで、審査概要の一端を申し上げますと、まず、一般会計については、歳入総額は129億4,335万7,000円で、歳出総額は123億4,496万4,000円となっております。前年度と比べますと、歳入では17億4,538万4,000円、約15.6%の増加、歳出では16億4,548万2,000円、約15.4%の増加となっております。

収支の残額から、平成26年度へ繰り越しすべき財源4,603万円を除いた実質収支は5億5,236万3,000円であり、実質単年度収支は7,019万円の赤字であります。これは財政調整基金の取り崩しの増加などが要因と考えられます。

財政運営の状況については、財政力指数は0.356となっており、収入財源の68.4%が地方交付税や町債、国県支出金などの依存財源となっております。

また、実質公債費比率については、地方債許可団体に移行する目安とされる18%の基準値がありますが、今年度は15.5%となり、前年度対比0.5ポイント減少しております。

次に、経常収支比率は90.2%と依然として財政の硬直化傾向にあると言えます。今後においても、各指数の変動を念頭に置いた行財政運営に心がける必要があります。本町は、財源の大部分を地方交付税等に依存する財政状況であり、より一層の経常経費の節減と臨時的経費の抑制に努めていただきたいと思います。

以下については、金額を万円単位で述べさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

歳入状況については、収入済額が129億4,336万円であり、319万円の不納欠損処理を行っていますが、収入未済額は3,890万円となっております。厳しい財政状況の中において、収納対策については、自己財源の確保を図るとともに、税の公平負担の観点においても、課税対象者の的確な把握と滞納実態に応じて厳しい対策を講じるなど、最善の努力をされることを望むものであります。

一方、歳出状況については、有利な補助金や起債を活用した経済対策事業の実施や台風18号の災害復旧に関する経費の増加により、土木費や災害復旧費等が増加したところであります。今後も有利な補助制度等を活用しての一般財源の歳出抑制に努めていただきたいと思います。

以上、全般では歳入歳出のバランスはとれているものの、今後も地方交付税など依

存財源に頼る財政運営を余儀なくされることから、慎重に将来の財政計画を立て、計画的な財政運営が進められることを強く要望します。

次に、基金の状況であります。平成25年度末では、総額が32億5,061万円となっています。基金全体では1億8,330万円の積み立てをしておりますが、介護給付費準備基金などはほとんど取り崩しており、事業実施における基金の使用は、将来の財政を念頭に置いて慎重な運用に努めていただきたいと思います。

次に、町債の現在高については総額22億5,321万円となっており、前年度に対し2億3,069万円の減少となっています。これは元金の償還が借入額を上回ったことによるものであります。今後においても、将来の財政負担となる町債の発行には慎重を期した財政運営を願うものであります。

以上、一般会計につきまして財政状況の概要を申し上げましたが、少子高齢社会が一段と進む中、扶助費、維持補修費などの消費的経費が増加するものと考えられ、地方自治体の財政運営は厳しさを増していくものと思われまます。町民が安心して生活できる町を目指して、なお一層の健全財政の構築に努めるとともに、今後ますます多様化かつ増大する行政需要に対して適切な取り組みをされることを願うものであります。

次に、特別会計について申し上げますと、特別会計は国民健康保険会計を始めとする11の会計があります。

各会計については、それぞれ目的に沿った運営がなされており、概ね健全でありました。

それぞれの会計について意見の一端を述べますと、国民健康保険特別会計においては、保険給付費は6,045万円減少しておりますが、今後は後期高齢者支援金や介護納付金が増えていくものと思われまます。そのため、特定検診やがん検診などの受診率を更に向上させるとともに、国保加入者の疾患別受診状況をはじめとする各種データを綿密に分析して保健指導等を行い、重症化防止及び発症予防により、住民の健康づくりに努めていただきたいと思います。

後期高齢者医療特別会計ですが、本会計は、高齢化社会などによる医療費の増大に対し、保険運営を安定的に継続して行うため、老人保健制度に代わる制度として開始されたものであります。本会計の医療給付も増加していくことが予想されるため、対象者の健康管理や適正受診の指導に努めていく必要があります。

直営診療所特別会計については、平成24年4月から新たに医師が赴任され、診療収入の面においても順調に増加しております。今後は、住民に最も身近な国保診療所としての役割を果たすべく、早期受診患者の確保と病診連携による適切な医療の提供に努め

ていただき、病気の重症化を防ぐこと等による医療費抑制に努力を願うものであります。

介護保険特別会計については、保険給付費が年々増大しており、第6期介護保険事業計画においては、的確に給付費を見積もるとともに、さらなる介護予防策を推進し、介護給付費の抑制に努力を願うものであります。

簡易水道特別会計については、大小13カ所の広範囲にわたる水道施設を管理しているもので、管理効率の向上と安全で安定した水を供給するため、一体的、効率的な水道施設を目指した水道計画を推進されております。今後も経営の効率化、健全化を目指した施設統合等の推進と安全で安定した水道水の供給に努力を願うものであります。

農業者労働災害共済事業特別会計は、農業者に対する共済制度であり、共済加入率は、耕作面積30アール以上が72.2%、30アール未満が81.2%となっております。不測の農作業事故に対処するために、引き続き制度の周知と農作業事故防止の推進を図り、健全な制度の運営に努めていただきたいと思います。

次に、農業集落排水処理事業特別会計、漁業集落排水処理事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、17カ所の施設が稼働しており、住民の健康で文化的な生活を確保する上で欠かすことができない施設であります。今後も引き続き各施設の適切な維持管理に努めていただくとともに、効率的な運営を願うものであります。

町営住宅等特別会計では、井崎、上瀬の専用住宅27戸、上瀬共同住宅36室、大鳥羽、天徳寺の公営住宅20室と、あじさい団地及びサン・コーポラス瓜生の139室が対象となっております。会計の収支は207万円の歳入歳出差引残額となっております。住宅困窮者に対する町営住宅として健全で計画的な運営を願うものであります。

土地開発会計では、社会経済が低迷の厳しい状況にありますが、現在分譲中の上瀬団地をはじめ、若王子、朝霧団地等について早期の分譲に一層の努力を願うものであります。

次に、企業会計について申し上げますと、水道事業、工業用水道事業、上中病院事業とも公営企業として重要な役割を担っており、住民及び企業の期待に沿った健全な運営が望まれております。

水道事業では、給水人口は微減でありましたが、年間給水量は前年比12.6%の減少となっております。これは漏水対策の結果、給水量が減少したものと考えられ、今後も施設の維持管理に努力を願うものであります。会計収支において、純利益は2,053万円となっております。今後は、将来の水源計画、施設整備を見据えながら、健全経営を進めていただくよう望むものであります。

次に、工業用水道事業は、若狭中核工業団地内の企業7社に工業用水を供給しており、

契約水量は1日あたり1,820立方メートルであります。収益的収支では473万円の純利益となっております。今後も受水企業の需要計画に沿い、良質で安定した用水の供給に努めるとともに、河内川ダム用水の利用を念頭に入れた事業運営を望むものであります。

次に、上中病院事業についてであります。医療費抑制政策や医師の確保など、医療を取り巻く厳しい環境の中、患者数については減少の状況にあります。収益的収支では、患者数の減少が要因となり、医業収益は前年に比べ3,095万円、5.1%の減収となり、非常に厳しい病院経営の状況にあります。しかし、住民の健康を担う自治体病院として、町民への適切な医療の提供に心がけるとともに、介護・福祉・保健行政との連携を図りながら、病院の機能形態、運営形態の見直しを図り、長期的展望に立った経営に一層の努力を望むものであります。

以上、各会計決算の概要を述べさせていただきましたが、一般会計をはじめ特別会計、企業会計においても町税や使用料等の収入未済額があり、徴収については、関係課を中心に努力されているところではあります。地方財政にとって自主財源の確保が今後ますます重要になります。

滞納者に対しては、各会計の重要性、公平負担の原則について理解を求めるとともに、各会計の健全運営のために、更なる収納体制の強化と厳正な滞納処理を進めていただきたいと考えております。

以上、平成25年度若狭町の一般会計及び特別会計並びに企業会計、それぞれの決算審査における所見を述べさせていただきましたが、各会計につきましては、いずれも正確、かつ適正に会計処理がなされていたことをここに御報告申し上げます。

以上、決算審査に関するこの意見書を十分お目通しいたしまして、各会計決算の認定に対し、妥当なる御決定をお願い申し上げますとともに、今後の若狭町の発展と住民の皆様の幸せを願ひまして、決算審査に関する私の意見とさせていただきます。

○議長（福谷 洋君）

これより、質疑を行います。

上程中の2議案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号及び認定第2号の2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福谷 洋君)

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております2議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

(午前10時01分 休憩)

(午前10時02分 再開)

○議長(福谷 洋君)

再開いたします。

～日程第7 議案第48号及び日程第13、議案第54号～

○議長(福谷 洋君)

日程第7、議案第48号「若狭町介護予防サービス事業準備基金条例の制定について」から日程第13、議案第54号「集落基盤整備事業実施計画の策定について」までの7議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

ただいま一括上程をされました議案第48号から議案第54号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

上程をされました議案は、若狭町介護予防サービス事業準備基金条例の制定について、若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について、若狭町保育の実施に関する条例の廃止について、集落基盤整備事業実施計画の策定についての7件であります。

詳細につきましては、各担当課長より説明をさせますので、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(福谷 洋君)

事務局長から議案番号と議案名を朗読させますので、順次、担当課長から提案理由の説明を求めます。鳥居議会事務局長。

○議会事務局長(鳥居 充君)

議案第48号「若狭町介護予防サービス事業準備基金条例の制定について」

○議長（福谷 洋君）

河原健康課長。

○健康課長（河原智恵美君）

それでは、議案第48号「若狭町介護予防サービス事業準備基金条例の制定について」説明をさせていただきます。

若狭町介護予防サービス事業準備基金条例を制定したいので、別紙のとおり提出するものでございます。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

提案理由といたしまして、町が運営する指定介護予防支援事業の安定的運営のためにこの案を提出するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第49号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

○議長（福谷 洋君）

蓮本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（蓮本直樹君）

議案第49号「若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」説明をさせていただきます。

若狭町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定したいので、別紙のとおり提出するものでございます。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法第34条の8の2の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、この案を提出するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第50号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」

○議長（福谷 洋君）

小堀福祉課長。

○福祉課長（小堀勝弘君）

議案第50号「若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」御説明をさせていただきます。

若狭町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定したいので、別紙のとおり提出する。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要がございますので、この案を提出するものでございます。よろしくお願いたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第51号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

○議長（福谷 洋君）

小堀福祉課長。

○福祉課長（小堀勝弘君）

議案第51号「若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」御説明させていただきます。

若狭町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定したいので、別紙のとおり提出する。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法第34条の16の改正により、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める必要がございますので、この案を提出するものでございます。よろしくお願いたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第52号「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」

○議長（福谷 洋君）

小堀福祉課長。

○福祉課長（小堀勝弘君）

議案第52号「若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について」御

説明いたします。

若狭町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

提案理由でございますが、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の改正が必要となりますので、この案を提出するものでございます。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第53号「若狭町保育の実施に関する条例の廃止について」

○議長（福谷 洋君）

小堀福祉課長。

○福祉課長（小堀勝弘君）

議案第53号「若狭町保育の実施に関する条例の廃止について」御説明いたします。

若狭町保育の実施に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

提案理由でございますけれども、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法第24条の保育に欠ける事由の条例委任規定が削除されますので、この案を提出するものでございます。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第54号「集落基盤整備事業実施計画の策定について」

○議長（福谷 洋君）

谷口建設課長。

○建設課長（谷口 壽君）

議案第54号「集落基盤整備事業実施計画の策定について」説明させていただきます。

平成27年度から集落基盤整備事業を別紙のとおり施行したいので、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

提案理由、生産性の向上と農業経営の安定を図り、また魅力ある農村集落を形成するため、集落基盤整備事業を施行したいので、この案を提出するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（福谷 洋君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の7議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております7議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております7議案については、議案付託表のとおり付託することに決定しました。

～日程第14 議案第55号及び日程第25、議案第66号～

○議長（福谷 洋君）

次に、日程第14、議案第55号「平成26年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」から日程第25、議案第66号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第2号）」までの12議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま一括上程をされました議案第55号から議案第66号までの12議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回、上程させていただきました12議案につきましては、一般会計、特別会計及び企業会計予算の補正でございます。

一般会計補正予算で主なものを申し上げます。

財政調整基金への積み立てを3億円、台風11号被害対策として防災諸費に1,070万円、農地集積協力金で1,368万円、集落計画関係事業で2,631万5,000円、除雪対策事業で6,666万7,000円、林業施設災害復旧費で4,460万5,000円などで、既定の予算総額に5億5,709万9,000円を追加し、予算総額を108億3,737万4,000円とするものであります。

上程されました議案につきまして、詳細な説明につきましては、担当課長より説明申

申し上げますので、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（福谷 洋君）

事務局長から議案番号と議案名を朗読させますので、順次、担当課長から提案理由の説明を求めます。鳥居議会事務局長。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第55号「平成26年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」

○議長（福谷 洋君）

田中総務課長。

○総務課長（田中秀明君）

議案第55号の説明をさせていただきます。「平成26年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」でございます。

1枚、おめくりください。1ページをお願いします。

「平成26年度若狭町の一般会計補正予算（第2号）」は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,709万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億3,737万4,000円とするものでございます。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

2ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正で説明をいたします。款、補正額で説明を申し上げます。

町税1,350万円。

分担金及び負担金50万円。

国庫支出金4,170万4,000円。

県支出金2,190万8,000円。

財産収入98万1,000円。

繰入金28万1,000円。

繰越金4億5,236万2,000円。

諸収入196万3,000円。

町債2,390万円。

歳入合計5億5,709万9,000円でございます。

3ページ、お願いいたします。

歳出の説明をさせていただきます。同じく款と補正額で説明を申し上げます。

総務費 3 億 3, 1 1 4 万 7, 0 0 0 円。

民生費 7 7 4 万 2, 0 0 0 円。

衛生費 9 2 0 万 4, 0 0 0 円。

農林水産業費 2, 0 6 2 万 8, 0 0 0 円。

商工費 8 0 4 万 8, 0 0 0 円。

土木費 1 億 2, 1 5 9 万 2, 0 0 0 円。

消防費 2 1 万 4, 0 0 0 円。

教育費 1, 3 9 1 万 9, 0 0 0 円。

4 ページをお願いいたします。

災害復旧費 4, 4 6 0 万 5, 0 0 0 円。

歳出合計 5 億 5, 7 0 9 万 9, 0 0 0 円でございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第 5 6 号「平成 2 6 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」

○議長（福谷 洋君）

小堀福祉課長。

○福祉課長（小堀勝弘君）

議案第 5 6 号「平成 2 6 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして御説明させていただきます。

1 枚、おめくりをお願いいたします。

平成 2 6 年度若狭町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 1 2 6 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 億 9, 7 6 4 万 8, 0 0 0 円とする。

平成 2 6 年 9 月 5 日提出、若狭町長。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、款、繰越金、補正額 4, 1 2 6 万 5, 0 0 0 円。

歳入合計 4, 1 2 6 万 5, 0 0 0 円でございます。

続きまして、3 ページでございます。

歳出でございます。款、諸支出金、補正額 4, 1 2 6 万 5, 0 0 0 円。

歳出合計 4,126万5,000円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第57号「平成26年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

○議長（福谷 洋君）

小堀福祉課長。

○福祉課長（小堀勝弘君）

議案第57号「平成26年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして御説明させていただきます。

1枚、おめくりをお願いします。

平成26年度若狭町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,366万円とする。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。款の項目と補正額で説明させていただきます。

歳入でございますけれども、繰越金14万4,000円。

諸収入13万2,000円。

歳入合計27万6,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。同じく款の項目と補正額で説明させていただきます。

後期高齢者医療広域連合納付金14万4,000円。

諸支出金13万2,000円。

歳出合計27万6,000円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第58号「平成26年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」

○議長（福谷 洋君）

河原健康課長。

○健康課長（河原智恵美君）

議案第58号「平成26年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」について説明をさせていただきます。

1ページをおめくりください。

平成26年度若狭町の直営診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,369万2,000円、三診会計1,369万2,000円、巡回会計0円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,714万7,000円、三診会計9,398万2,000円、巡診会計316万5,000円とする。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、三方診療所の会計でございます。

歳入です。款、補正額で説明させていただきます。

繰越金1,369万2,000円。

歳入合計1,369万2,000円。

3ページをご覧ください。

同じく歳出です。款、補正額で説明いたします。

積立金1,369万2,000円。

歳出合計1,369万2,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第59号「平成26年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」

○議長（福谷 洋君）

小堀福祉課長。

○福祉課長（小堀勝弘君）

議案第59号「平成26年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして御説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

平成26年度若狭町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,322万1,000円、介護保険事業勘定5,110万3,000円、介護保険サービス事業勘定21

1万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ18億6,083万8,000円、介護保険事業勘定18億2,914万8,000円、介護保険サービス事業勘定3,169万円とする。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

介護保険事業勘定会計でございます。

歳入でございます。款、繰越金、補正額5,110万3,000円。

歳入合計5,110万3,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。款の項目と補正額で御説明させていただきます。

基金積立金2,057万2,000円。

諸支出金3,053万1,000円。

歳出合計5,110万3,000円でございます。

4ページをお願いいたします。

続きまして、介護保険サービス事業勘定会計でございます。

歳入でございますが、款、繰越金、補正額211万8,000円。

歳入合計211万8,000円でございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。款、サービス事業費、補正額211万8,000円。

歳出合計211万8,000円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第60号「平成26年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（福谷 洋君）

小山田水道課長。

○水道課長（小山田勝昭君）

議案第60号「平成26年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

平成26年度若狭町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ912万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,274万7,000円とする。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

分担金及び負担金100万円。

繰入金100万円。

繰越金712万3,000円。

歳入合計912万3,000円。

歳出でございます。

簡易水道事業費912万3,000円。

歳出合計912万3,000円。

以上でございます。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第61号「平成26年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（福谷 洋君）

小山田水道課長。

○水道課長（小山田勝昭君）

議案第61号「平成26年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

平成26年度若狭町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,017万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億362万3,000円とする。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

繰越金1,017万7,000円。

歳入合計1,017万7,000円でございます。

歳出でございます。

集落排水処理事業費 1,017万7,000円。

歳出合計 1,017万7,000円。

以上でございます。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第62号「平成26年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（福谷 洋君）

小山田水道課長。

○水道課長（小山田勝昭君）

続きまして、議案第62号「平成26年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

平成26年度若狭町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,661万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,214万円とする。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

繰越金1,661万3,000円の補正でございます。

次、歳出でございます。

公共下水道事業費1,661万3,000円の補正でございます。

以上でございます。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第63号「平成26年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」

○議長（福谷 洋君）

深水環境安全課長。

○環境安全課長（深水 滋君）

それでは、議案第63号「平成26年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

平成26年度若狭町の町営住宅等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,353万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,668万8,000円とする。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

2ページをお開きください。

歳入でございます。款、補正額で説明いたします。

国庫支出金197万6,000円。

繰入金809万3,000円。

繰越金168万8,000円。

諸収入177万8,000円。

歳入合計1,353万5,000円。

3ページをお開きください。

歳出でございます。

町営住宅事業費1,353万5,000円。

歳出合計1,353万5,000円。

よろしく願いいたします。

○議会議務局長（鳥居 充君）

議案第64号「平成26年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（福谷 洋君）

中村政策推進課長。

○政策推進課長（中村俊幸君）

それでは、議案第64号「平成26年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）」を説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

平成26年度若狭町の土地開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ943万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,374万3,000円とする。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出補正予算。

歳入の部、繰越金 23万6,000円。

町債 920万円。

合計 943万6,000円でございます。

歳出、土地開発事業費 1,220万円。

予備費、減額の 276万4,000円。

合計 943万6,000円でございます。

以上でございます。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第65号「平成26年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（福谷 洋君）

小山田水道課長。

○水道課長（小山田勝昭君）

議案第65号「平成26年度若狭町水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

1枚、おめくりください。

平成26年度若狭町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。業務の予定量でございますが、平成26年度若狭町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

科目、主要な建設改良事業、拡張工事及び改良工事。

補正予定額 543万5,000円。

次、資本的支出でございますが、科目、第1款資本的支出、補正予定額 543万5,000円。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

以上でございます。

○議会事務局長（鳥居 充君）

議案第66号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第2号）」

○議長（福谷 洋君）

西川上中病院事務長心得。

○上中病院事務長心得（西川英之君）

それでは、議案第66号「平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計補正予算（第2号）」でございます。

1 ページをお願いします。

第1条、平成26年度若狭町国民健康保険上中病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目と補正予算額のみで説明をさせていただきます。

収入、資本的収入、補助金1億8,762万8,000円。

支出、資本的支出、建設改良費2億2,112万9,000円。

平成26年9月5日提出、若狭町長

以上でございます。

○議長（福谷 洋君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の12議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております12議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております12議案については、議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

～日程第26 議案第67号～

○議長（福谷 洋君）

次に、日程第26、議案第67号「若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

ただいま上程されました議案第67号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

上程されました議案は、「若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について」であります。これは地方自治法第244条の2第6項及び若狭町公の施設の指定管理者の

指定の手続きに関する条例第3条の規定により、この案を提出させていただくものであります。

上程されました議案の詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（福谷 洋君）

泉原観光交流課長。

○観光交流課長（泉原 功君）

それでは、議案第67号、若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

若狭町観光交流センターの指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

平成26年9月5日提出、若狭町長。

公の施設の名称でございますが、若狭町観光交流センター。

位置でございますが、若狭町鳥浜第122号27番地1。

指定管理者の名称でございますが、一般社団法人、若狭三方五湖観光協会、代表者でございますが、会長の浜本一夫様でございます。

住所ですが、若狭町三方第39号5番地2でございます。

指定の期間でございますが、平成27年3月1日から平成31年3月31日まででございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福谷 洋君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第67号「若狭町観光交流センターの指定管理者の指定について」は、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

異議なしと認めます。よって、若狭町観光交流センターの指定管理者の指定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第27 請願第6号から日程第30、陳情第3号～

○議長（福谷 洋君）

次に、日程第27、請願第6号「福井地方裁判所の「再稼働差し止め」判決を尊重し、高浜原発3号機、4号機及び大飯原発3号機、4号機の再稼働中止を求める意見書の提出を求める請願」から、日程第30、陳情第3号「手話言語法制定に関する陳情」まで4件を一括議題とします。

本日まで受理した請願、陳情は、お手元に配付してあります請願文書表及び陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

お諮りします。

議案審査のため、明日6日から8日まで3日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福谷 洋君）

異議なしと認めます。よって、明日6日から9月8日までの3日間、休会することに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前10時40分 散会）

上記会議の経過は、事務局長が記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員